

第3章

施策の体系

I 健康・福祉

健康で暮らしつづけるための施策

「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定

健康増進施策の計画的推進

医療ネットワークの充実

妊婦健康診査の拡充

市民こころの健康支援

食からはじめる健康づくり

就労・自立支援と社会参加の推進

高齢者・障害者の就労支援

高齢者・障害者の地域活動と社会貢献の促進

障害者自立支援法への取組み

地域で支えあう福祉のまちづくり

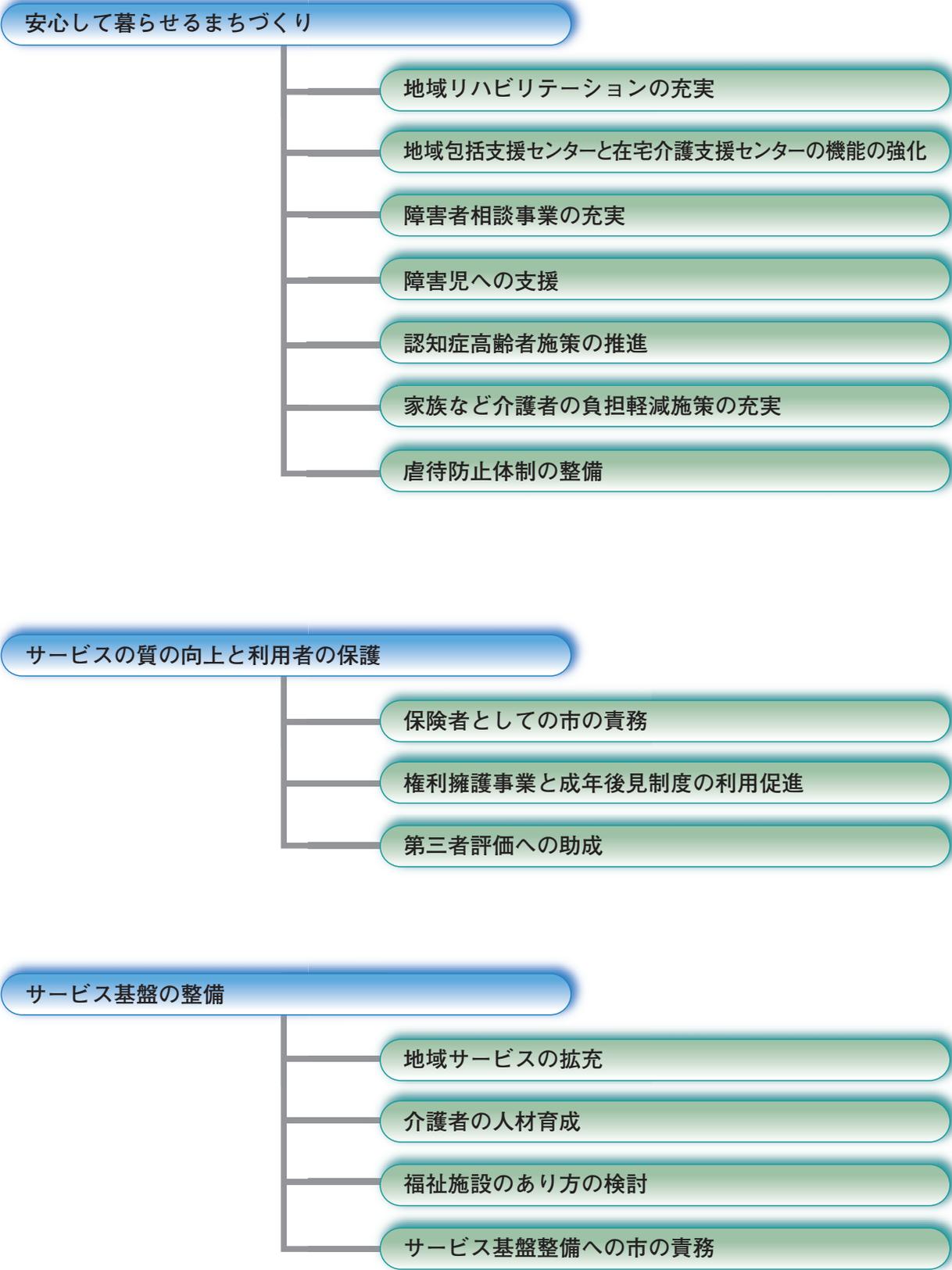
市民が主体となる地域福祉活動の推進

心のバリアフリーの推進

地域の安全・安心の確保

ふれあい・ボランティア活動の促進

地域福祉活動への支援



第3章 施策の体系

I 健康・福祉

「第四期長期計画」策定当時と比べ、健康・福祉の分野では、国の社会保障制度改革により、年金、介護、医療の各分野における増大しつつある国民負担のあり方を中心とした見直しが進み、介護保険法の改正と障害者自立支援法の施行という大きな変化が起きている。

また、税制改正と同時期に定率減税が廃止されたことによる税負担増や、後期高齢者医療制度が導入されることにより、将来に不安を抱く市民がいることも事実である。

安心して暮らすことができ、充実した生活を送れる「福祉のまちづくり」を実現するために、以下の視点が重要である。

- ①行政と市民の責任と役割を明確にする。持続可能な社会を実現するためには、国・都・市といった行政間の役割分担を明らかにするとともに、市民も持てる力を発揮し、「福祉のまちづくり」を進める。
- ②生活不安を解消するための仕組み・目標を提示する。特に、認知症のある高齢者や障害者及びその家族も「安心して暮らせる」「充実した生活を送れる」まちづくり、環境整備を進める。
- ③一人ひとりの生活にあわせたサービス提供をする。武蔵野市の福祉が目指してきた、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる施策を推進し、一人ひとりの生活に合わせてサービスが提供できる柔軟な制度の運用を継続・発展させる。



1 健康で暮らしつつづけるための施策

国が実施する医療制度改革の一環として、平

成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健診・保健事業が再編される。また、後期高齢者医療制度が開始される。ライフステージの各段階において、市民の健康をトータルに支援していくという市のこれまでの理念を堅持しつつ、制度改革が市民の健康づくりの増進につながるよう事業の展開を図っていく。

普段から市民自らが自分の健康に関心を持ち、健康保持・増進に努める活動がもっとも基本である。健康づくり支援の事業を拡充し、市民の健康増進活動を支援していく。

(1) 「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定

市では、平成18年3月に「武蔵野市福祉総合計画」を策定し、当該計画に則って福祉施策を推進してきた。平成20年度は高齢者計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画）及び障害福祉計画（障害者計画）の改定時期にあたり、また、平成16年度からスタートした健康推進計画も改定時期を迎える。これらの計画について、福祉施策、健康施策を総合的な視点から再構築することを目的として、平成21年度を初年度とする「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」を一体的に策定し、より市民生活の現状に即した施策を展開する。

(2) 健康増進施策の計画的推進

市民の健康増進は、乳幼児から高齢者まで、幅広い範囲を対象とするものであり、各関係部署の連携が実効性のある施策に結びつくものでなければならない。

国の制度改革によって平成20年4月から生活習慣病予防に特化した特定健康診査・特定保健指導が始まるが、これまで市が実施してきた事業等の水準低下とならないように配慮し、整合性を確保するように努める。

市は、保健事業を総合的かつ円滑に推進するために、(財)武蔵野健康開発事業団との連携を強化する。その方策として、経験豊かな専門職の確保及び育成を行い、健康開発事業団に多様な専門職を配置し、幅広い視点から質の高い業務が実施できるようにする。市として、関係

部署を横断して必要に応じて専門職が事業を担うなど、柔軟かつ効率的な運用の検討が必要である。

市民の健康づくりを総合的にコーディネートするために保健センター内に設置された「健康づくり支援センター」の事業を整理・充実させ、健康づくりの拠点として拡充していく。市内各地域での健康づくりに関する集会の開催など、市民の健康増進活動を支援する。

また、介護保険法による事業のみならず、運動機能の向上など、高齢者の健康づくりを進めることで、結果として介護予防としての効果が高まるような仕組みを目指す。若いころからの健康づくりやスポーツ活動もあわせて推進する。



健康づくり支援センターが実施する出前講座

(3) 医療ネットワークの充実

市民の健康維持を支援し、安心を確保するためには、病床確保やチーム医療など、必要な医療を身近なところで適切に供給できる体制の整備が重要である。

医療処置の必要な在宅高齢者が増えることが予想されるため、緊急時に際しても適切な医療が受けられるような体制づくりを目指す。地域の中核病院である武蔵野赤十字病院を中心とした、医療ネットワークの充実、24時間安心して在宅療養できるための医療機関のネットワークづくりを市としても支援していく。

(4) 妊婦健康診査の拡充

妊婦健康診査は、妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、流・早産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止などを目的とし実施している。公費負担による受診を拡大し、妊娠、分娩上のリスクの早期発見による安全な出産に

つなげる。

(5) 市民こころの健康支援

ストレスから身を守り、こころの健康を維持することは、市民にとって共通の課題となった。こころの問題を抱える本人、家族などへの定期的、継続的な相談体制を整える。また、自殺対策基本法の趣旨も踏まえ、メンタルヘルスに対する市民の意識向上と知識の普及を図り、すべての市民がこころの健康を実現できる社会を目指す。

(6) 食からはじめる健康づくり

すべての市民の健康の基礎に「食」の問題がある。それぞれのライフステージで健康を保つためには、栄養、安全性、環境などの視点から「食」について考え行動する習慣や能力を市民が養うことが大切である。

「食」を取り巻く社会環境が大きく変化し、これまで長く培われてきた「食文化」も大きく変わりつつある。多忙な生活ゆえの不規則な食事の習慣化、自分で調理をせずに市販品で済ませる食生活の広がり、子どもや高齢者が独りで食事をする「孤食」の増加など様々な問題が指摘されている。

そのような観点から「食」についての市民の意識を高め、新しいライフスタイルに見合った健康な食生活の創造と啓発に努める。

2 就労・自立支援と社会参加の推進

(1) 高齢者・障害者の就労支援

高齢者や障害者の地域における自立と社会経済活動への参加を促進するため、高齢者・障害



シルバー人材センター

者の就労支援体制の整備を行う。また、介護などの地域サービスでの柔軟な就労の場を提供するなど、新しい就労支援のあり方を検討する。

高齢者・障害者の一般就労の支援については、国や都との役割分担を踏まえつつ、就労機会を拡大させる方策を検討する。

シルバー人材センターは、高齢者の就労と生きがい活動を推進している。その活動の強化を支援し、新たな職場開拓など就労機会の拡充を図る。

障害者の就労を進めるため、個人の能力・特性にあわせた支援を行う。市は、障害者就労支援センター「あいる」とともに、労働、保健、教育などの関係機関と連携をとり、就労支援ネットワークを構築する。

一般就労が困難な障害者については、通所事業を運営する法人の協力を得ながら、市内通所施設の事業の拡充を支援し、福祉的就労の場を確保する。小規模作業所については、障害者自立支援法の改正動向を踏まえつつ、必要な支援を行う。

(2) 高齢者・障害者の地域活動と社会貢献の促進

高齢者や障害者が生きがいを持ち、健康に暮らしていくためには、地域活動への参加を支援する施策が重要である。

高齢者や障害者が、学校や地域でボランティアをする機会を設け、市の歴史や自身の体験を次世代に伝え、地域づくりに貢献する機会をつくる。

中学生との世代間交流事業である高齢者パソコン教室や、境南小学校でのふれあいサロンの活動を他校にも広げる。

高齢者に対する趣味・文化・スポーツ活動などを推進し、生きがい増進を図る。また、高齢者の参加しやすい事業や興味、関心を持てる講座について検討し、実施する。

障害者（児）については、健常者（児）とともに集い、相互のつながりを広げる様々な活動を支援していく。

(3) 障害者自立支援法への取組み

市は、平成19年度から自立支援医療の診断書料助成制度等の開始や、精神障害者向け機関紙「こころのつながり」の発行など、支援費制

度の対象外であった精神障害についても市独自の施策を先進的に行った。

障害の別にとらわれることなく、個々人の障害特性に配慮しつつ、これまでのサービス水準を下げることをしないよう、地域の実情や条件を踏まえた施策を引き続き展開していく。また、障害者自立支援法に関する国や都の動向を見据えながら、必要な働きかけを国や都に対し積極的に行っていく。

3 地域で支えあう福祉のまちづくり

武蔵野市は、老人食事サービスの実施を皮切りに、他市にさきがけて、市民が高齢者や障害者の生活支援にかかわる仕組みを作ってきた。これらを通じて、市民は高齢者や障害者とふれあい、学びあう機会を得た。そして、地域における医療・保健・福祉の現状について知ることが出来た。

市民が培ってきた福祉の風土を活かし、生活支援の場への市民参加により、地域で支えあう福祉のまちづくりが推進されるよう、参加のあり方やバックアップ体制を工夫する。

(1) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

高齢者、障害者を含めすべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していくうえで、武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）の役割は大きい。市は、市民社協と連携を強化しつつ、NPO、市民団体などの活動が充実するよう支援する。より多くの市民の参画を促しながら、一層豊かなまちづくりを進めていく。

その一環として、「地域福祉活動推進協議会（地域社協）」への支援を通じて、地域における見守りなど助けあい活動に取り組んでいく。

高齢者や障害者が心身の健康を保つためには、「外出する」「集う」「役割を得る」機会を得ることが重要である。たとえば、居場所づくりのために、コミュニティカフェなど市民が主体となった地域福祉活動を支援していく。

(2) 心のバリアフリーの推進

すべての人が人権と生き方をお互いに尊重しあい、ともに生きる社会を実現するには、啓発活動の推進が必要である。障害者や高齢者に対

する理解が市民の間に育まれるように、交流事業や講演会などを実施し、市民意識の啓発を図り、地域における心のバリアフリーを実現していく。

(3) 地域の安全・安心の確保

地域社協は、一人暮らし高齢者などの安否確認や日常生活の不安の相談などを、地域の中で連携して解決するため、地域社協を中心に安心助けあいネットワークを展開している。

平成19年度に市は、地域社協と連携し、災害時要援護者避難支援事業をモデル事業として実施した。平成20年度以降、この事業を全市的に展開し、安全・安心のための地域ネットワークを形成する。

(4) ふれあい・ボランティア活動の促進

子どもたちと高齢者や障害者との相互理解の促進を図るため、多様なふれあいの場を提供することが重要である。

ボランティアセンター武蔵野が実施するボランティア講座や夏体験ボランティア事業など、各種ボランティア体験事業の充実を支援していく。また、学校教育におけるボランティア体験学習の支援を行う。

(5) 地域福祉活動への支援

テンミリオンハウス事業は、平成11年に開始されて以来、すでに7か所が整備され、市民の連帯による地域ケアの実現を目指している。

地域の福祉力を高めるといふ事業の目的にかなうよう、事業採択及び運営評価基準を見直し、数年ごとに公募により補助対象団体を選考することを検討する。また、各地域の実情にあわせ



レモンキャブ

て、整備目標数や事業のあり方を見直す。

また、移送サービス（レモンキャブ）事業を拡充し、外出困難者の生活の利便性を高め、閉じこもり防止などの介護予防や生きがい増進などを図る。

4 安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域リハビリテーションの充実

市が目指すべき地域リハビリテーションは、次のような支援のあり方である。

- ①すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援
- ②人のライフサイクルを視野に置いた、継続的、かつ体系的な支援
- ③保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援

こうした理念に立ち、医療制度改革の影響など多くの課題について整理し、市民一人ひとりの実状に即した支援を行う地域リハビリテーションの体制整備を進める。

具体的には、市関連部署（高齢、介護、保健、子ども、教育分野など）の連携体制を強化し、ライフステージに応じた支援が途切れることのないような支援体制の構築に取り組む。

あわせて、医療関連ネットワークとの連携などを実現し、日常生活や社会生活の再構築支援、療育支援も含めた新たな課題に取り組む。市及び市関連機関で専門職の役割を広げ、横断的な業務を担当できる人材を育成する必要がある。

地域リハビリテーション有識者会議の提言を受けて、短期目標と中長期目標を明確にし、地域リハビリテーションを推進する。

また、地域リハビリテーションの拠点として、保健センターの拡充、障害者福祉センターの役割の見直しと充実を図り、積極的に事業を展開する。

(2) 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの機能の強化

武蔵野市では市内6か所の在宅介護支援センターにおいて、総合相談・地域支援・権利擁護を含め、きめ細かな高齢者福祉サービスを実施

してきた。今後とも地域包括支援センターや市役所との連携を一層強め、武蔵野の福祉のレベルをさらに高めるサービス体制の構築に努める。

地域の中で高齢者が安心して生活できるよう、在宅介護支援センターを中心とした、医療・保健・福祉及び権利擁護などのサービス、市民の支えあい・助けあいネットワークなどを機能的に結びつける総合的・包括的システムの実現を着実に進める。

このような観点から両センターのあり方を整理し、それぞれが市民により身近な存在となるよう、新たな名称をつけることも含め検討する。

第四期長期計画の主な実績

- ★平成 17 年 10 月、吉祥寺本町に市内 6 か所目となる在宅介護支援センターが開設された。介護保険制度によらない市独自のミニデイサービス、緊急一時ショートステイを併設している。
- ★介護保険法改正に伴い、平成 18 年 4 月、市内の 6 か所の在宅介護支援センターの内、3 か所に地域包括支援センターが併設された。在宅介護支援センターと連携し、高齢者の在宅生活を支える介護予防の総合調整などを行うほか、保健医療機関と連携し、高齢者の健康保持を支援している。



在宅介護支援センター

(3) 障害者相談事業の充実

障害者相談事業は、相談のみにとどまることなく、中途障害者の社会参加支援や、退院促進事業の展開など支援の幅を広げていく。

そのために、市は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターとして活動している「びーと」と「ライフサポートMEW（ミュー）」と連携する。

(4) 障害児への支援

障害児とその親などが地域での生活に困難を生じることがないように、生活全体を長期にわ

たって継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みが必要である。

市では、心身に何らかの障害のある子どもに対する早期からの療育支援体制を整備し、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援などを、平成 19 年度に地域療育推進事業（療育相談室ハビット）として開始した。今後、この事業の充実を図っていく。

また、障害者総合センター内にある障害児通所訓練施設「こども発達支援室ウィズ」を都営武蔵野アパート内に移転し、定員の拡大、学齢期への移行支援などの機能拡充について検討する。

(5) 認知症高齢者施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数が増加している一方、若年認知症の問題も深刻である。認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症相談事業及び認知症の理解と地域での支援を促進するための啓発活動を充実させる。

認知症の早期発見・早期診断のための受診・サポート医システムの推進を図る。また、早期に個別支援を行うことで、認知症の進行や周辺症状による生活困難の発生を予防するための体制づくりを進める。

認知症高齢者を見守る事業を推進することで、家族の介護負担軽減を目指す。



認知症を知るキャンペーン

(6) 家族など介護者の負担軽減施策の充実

家族などの介護負担を軽減するため、介護に関する情報提供、介護の知識・技術の習得、福祉用具の活用方法などに関する講習会を実施し

ていく。また、介護者間の情報交換の場やインターネットを通じたネットワークづくりなどの支援を行う。

(7) 虐待防止体制の整備

高齢者や障害者が、家族などから虐待を受け、緊急又は一時的に保護をする必要がある場合、緊急一時保護施設の利用により、心身の安全を確保する。

虐待が疑われた場合や虐待を発見した場合の通報先について、市民への周知を図る。介護を行っている家族への支援を強め、虐待防止体制を強化する。市民に対する啓発を積極的に進め、虐待の起きない社会づくりを進める。

5 サービスの質の向上と利用者の保護

(1) 保険者としての市の責務

市は、介護保険事業の保険者として、サービスの質の向上と安定供給の環境整備に努める責務がある。

介護保険制度発足にあわせて、居宅介護サービス事業者に対して、連絡会議・研修会などを実施し、事業者間の連携とサービスの質の向上を促す仕組みを作って実施してきたが、今後もこの取組みを充実させる。

また、今後もケアマネジャーへの体系的な研修、新しい情報の提供、地区別ケース検討会での対応困難事例の検討などを行う。

要介護認定調査については、正確性・公平性を一層高めるために、公的機関による認定調査を継続し、認定調査員、認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師に対する研修を行う。さらに、必要なサービスが適正に提供されたかどうか、給付実績をもとにケアプランの内容を



検証し、改善につなげる。

市民の介護保険制度の利用状況の把握に努め、地域の実情や条件に応じた施策の検討を進め、制度見直しに向けた国や都への働きかけを引き続き行う。

第四期長期計画の主な実績

★国は保険料の所得段階を標準モデルとして6段階に定めた。市は第3期介護保険事業計画で保険料の累進性を強化し、所得に応じてきめ細かく10段階に設定（全国で5市区のみ実施）し、低所得者の負担を軽減するように努めた。

(2) 権利擁護事業と成年後見制度の利用促進

高齢者や障害者の相談・支援体制の充実に引き続き取り組む。特に、権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進し、市民の権利を守るセーフティネットとしての機能を高める。

成年後見制度利用に際して、判断能力が十分でなく、かつ保護者のいない高齢者や障害者については「市長申し立て」による審判手続を市が行っている。低所得者が成年後見制度を利用しやすくするため、後見人などへの報酬費用助成制度を創設したが、今後は申立費用の助成制度についての検討も行い、さらに拡充する。

本市では、権利擁護事業と成年後見制度の利用促進を武蔵野市福祉公社で実施しているが、福祉公社の権利擁護センターを「成年後見制度推進機関」と位置づけ、一層の利用促進を図っていく。

(3) 第三者評価への助成

市民が福祉サービス事業者のサービスの質を知るには、第三者評価による事業者の事業内容の公表が必要である。市は、第三者評価の受審費用の一部を補助することにより、サービスの質の向上、市民に対するサービス情報の提供を推進してきたが、今後も、市民が目的に応じて質の高いサービスを選択できるように支援する。

6 サービス基盤の整備

本市では福祉サービスのあり方について、現金給付型ではなく、必要なサービス基盤を充実させる方向で施策を考え、実施してきた。

今後もこの考え方にに基づき、福祉サービス基盤の整備を積極的に進める。

第四期長期計画の主な実績

★介護保険制度施行以前は、所得に関係なくホームヘルプサービスの利用を無料とする施策を行ってきた。介護保険制度導入に伴い、利用料として自己負担が10%生じることとなり、激変緩和の観点から、居宅サービス利用促進助成事業（7%助成）を実施してきたが、所期の目的を達成したと考えられることから、平成18年6月利用分までで当該事業を終了した。

★平成18年7月利用分からは、低所得者を対象として、利用者負担額助成事業（5%助成）を新たにスタートさせた。

(1) 地域サービスの拡充

少子高齢化の進展とともに、施設介護から在宅介護へと国の政策の焦点が移るに従い、自宅で暮らす要介護高齢者や障害者が増えている。

高齢者や障害者の在宅生活を維持・充実するため、ショートステイ・デイサービス等の施設整備や福祉施設活用の方策の検討を行う。

特別養護老人ホームとして、平成20年5月に、境南町にケアコート武蔵野（仮称）72名（併設ショート8名）が開設される予定があり、さらに、平成22年度には桜堤に100名規模の施設整備が計画されており、地域サービスの拡充が期待される。

障害者のショートステイ施設として、西部地区に「桜はうす・今泉」、中部地区に「なごみの家」が設置されているが、今後、東部地区に新たにショートステイ施設が開設される。これにより、三駅圏にショートステイ施設整備が実現する。

市は、東部地区に開設される施設を、日中活動のプログラムの拡充、自立体験機能の強化、柔軟な受け入れなどを行う特色ある施設として整備し、市民ニーズに応じた幅広い事業展開を進める。

また、加齢に伴い、自宅で暮らすことが困難になる高齢者に対しては、住み慣れた地域でより柔軟な居住形態を選べるように、住み替えや共同住宅の活用・整備を研究する。

第四期長期計画の主な実績

★平成19年11月から、中重度の要介護状態となっても、夜間を含め24時間安心して在宅生活ができるよう、夜間対応型訪問介護のサービスを開始した。

①定期巡回の訪問介護②利用者の求めに応じた随時

の訪問介護③利用者の通報に応じた調整・対応するオペレーションを組み合わせたサービスを行っている。

(2) 介護者の人材育成

ホームヘルパー、ガイドヘルパーなど、介護の担い手となる人材を対象とした講習会や研修会などを実施し、人材育成や資質の向上を図り、サービス基盤の更なる整備を図っていく。

(3) 福祉施設のあり方の検討

市政を取り巻く情勢の変化を見据え、基盤整備を効果的に行う必要がある。「くぬぎ園」は建替え、あるいは大規模改修を具体的に検討する時期に来ている。くぬぎ園のあり方について具体的な検討を開始する。

障害者福祉センター内の小規模作業所については、都の補助事業の動向を見極めつつ、通所者の希望や特性に配慮して、今後の方向性を検討する。

(4) サービス基盤整備への市の責務

サービス基盤整備と利用者保護は、市の責務である。介護保険法の改正により、地域密着型サービスの事業者指定と指導監督の権限が市町村に認められた。しかし、地域密着型サービスは、市場原理のみに任せておいては計画通りの整備が進まないことも明らかになった。今後、これらの課題を含め、「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」策定において総合的なサービス提供の仕組みを検討し、積極的に整備を行う。

● 主な施策・事業の実施予定及び事業費

(単位：百万円)

主な施策・事業	年度別計画（事業費）				
	20	21	22	23	24
「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定	19				
従来の水準を維持した健康診査の実施	859				
「健康づくり支援センター」の事業の整理・充実	42				
高齢者・障害者の一般就労の支援	33	33	33	33	33
地域リハビリテーションの充実					
地域療育推進事業（療育相談室ハビット）の充実	20				
「こども発達支援室ウィズ」の機能拡充	46				
認知症高齢者施策の推進	13	15	17	17	17